

暮らすさき短期滞在施設利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移住促進事業の一環として、移住希望者が一定期間須崎市(以下、「市」)での生活体験ができる移住体験施設(以下、「施設」)を使用するにあたって、条件等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 市への移住を希望する者のうち、市の移住相談窓口を利用して移住しようとする者。
- (2) 施設 電化製品等を備え、移住生活を体験できる住宅。

(位置)

第3条 施設の位置は以下に定めるものとする。

高知県須崎市下分乙 947-2

(使用者の資格)

第4条 移住希望者(以下、「使用者」)は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 市内への移住を希望しているもの。
- (2) 地域住民と円滑且つ積極的に交流を持てる者。

(使用期間)

第5条 施設の使用期間は単位を1泊2日として、最長15日間とする。ただし、平成28年4月1日～平成29年3月末日までの期間限定の施設であるので、その期間内での使用とする。(期間延長の可能性あり)

(使用申込み)

第6条 施設を使用しようとする者は、予め施設の管理者である特定非営利活動法人暮らすさきに仮予約をしなければならない。

2 使用者は仮予約後、利用日3日前までに施設利用申請書と身分証の写しを特定非営利活動法人暮らすさき理事長(以下「理事長」)に提出しなければならない。

(使用許可)

第7条 理事長は、前条の規定による申込書の提出を受けた時は、その内容を審査し、使用に問題がないと認めた場合、暮らすさき短期滞在施設利用許可書を(以下、「許可書」)使用者に交付しなければならない。この場合において、理事長は施設の管理運営上必要と認める場合、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第 8 条 使用者は、前条の規定による許可書の交付を受け、利用日初日に次の表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、やむを得ない事情により理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

使用期間	料金	光熱費	込み
1泊2日～7泊8日	賃料 15,000円		
8泊9日～14泊15日	賃料 25,000円		

2 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、理事長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。

3 使用料には、施設の使用に伴う電化製品使用料、電気料、上下水道使用料を含む。ただし、飲食費並びに洗面用具及び衛生日用品等の日常消耗品、その他施設に備えていない物品に関しては使用者の負担とする。

(使用者の遵守事項)

第 9 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用者は、前条第 1 項に規定する使用料を納め、理事長から当該施設の鍵を受取った後は、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに理事長にその旨を報告しなければならない。

(2) 使用者は、火気の取り扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

(3) ゴミは決められたルールに従い排出すること。

(4) 使用者は、施設の使用期間が満了した時には、直ちに理事長に当該施設の鍵を返却し、施設の現状に復すること。

(5) その他、施設の使用に関し必要な事項。

(行為の制限)

第 10 条 施設及び周辺において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄付等の要請その他これに類する行為をすること。

(2) 興行を行うこと。

(3) 展示会、その他これの類する催しをすること。

(4) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

(5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。

(6) 近隣住民等に迷惑を及ぼす行為をすること。

(7) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。

(8) その他施設の使用にふさわしくない行為。

(許可の取消し)

第 11 条 理事長は、使用者に第 8 条及び前条の規定に違反する行為があったと認めた場合、

第 6 条の規定による許可申請を取消すことができ、この場合短期滞在施設使用許可取消通知書を、当該使用者に交付しなければならない。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第 12 条 使用者が施設の使用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、理事長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 使用者は、故意又は過失により施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により理事長が認めた場合はこの限りではない。

2 前項前段の規程による施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちに施設破損（汚損、滅失）届により理事長に報告しなければならない。

(事故免責)

第 14 条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内又は施設周辺で発生した事故に対して、理事長はその責任を負わないものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。